

令和8年度沖縄奄美ブロックにおける
地域循環共生圏づくり支援体制構築事業推進業務仕様書

1. 件名

令和8年度沖縄奄美ブロックにおける地域循環共生圏づくり支援体制構築事業推進業務

2. 業務の目的

「地域循環共生圏」とは、地域資源を持続可能な形で活用し、環境・経済・社会を統合的に向上させる事業を生み出し続けることで“自立した地域”を形成しつつ、地域の特性に応じて地域同士が資源を補完し支え合う、自立・分散型の社会を目指す考え方であり、「第5次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)において提唱された。また、「第6次環境基本計画」(令和6年5月閣議決定)においても、同計画の中心概念である「ウェルビーイング」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場として位置付けられている。

これを踏まえ、環境省では、令和6年度から各地域での地域循環共生圏づくりを更に強力に推進するため、「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」を実施し、地域循環共生圏づくりの中間支援体制強化を図っている。

沖縄奄美ブロックにおいては、地域循環共生圏づくりに取り組む団体(以下「活動団体」という。)と、その団体への中間支援を行う主体(以下「中間支援主体」という。)を合わせて「参加団体」とし、令和8年度の「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」における3つの参加団体を選定した。

本業務では、環境省沖縄奄美自然環境事務所地域脱炭素創生室と共に「地方事務局」として、

- ① 沖縄奄美ブロックにおいて選定した3つの参加団体に対して地域循環共生圏づくりの支援業務を行うこと等により、地域循環共生圏の実践・実装の場として発展させていくこと
- ② 地域循環共生圏づくりに必要な中間支援機能や、支援を行う上での課題や成功要因等を全国事務局(環境省地域政策課、GEOC及び「令和8年度地域循環共生圏創造基盤事業」請負者で組織する)へ共有することを目的とする。

3. 業務の内容

上記目的に資するよう、環境省沖縄奄美自然環境事務所地域脱炭素創生室担当官(以下「環境省担当官」という。)、環境省大臣官房地域政策課担当官及び関係者(主として、九州地方環境パートナーシップオフィス及び地球環境パートナーシッププラザ(以下「GEOC」という。))と密に連携し、次に掲げる業務を実施すること。

- (1) 業務実施計画(案)作成及び打合せ

請負者は、契約締結後速やかに業務実施計画（案）を策定し、環境省担当官に提示し調整等を行い、業務実施計画に沿って業務を行う。

また、業務運営に当たって、スケジュール及び業務の進捗状況等の確認並びに業務の実施方法等の協議のため、環境省担当官と打ち合わせを5回程度行うこと（オンラインでの実施を可能とする。）。

（2）参加団体に対する伴走支援業務

地方事務局として、活動団体に対して、中間支援主体が中間支援機能を向上・発揮し、地域循環共生圏づくりの中間支援を実施・展開できるようにするための支援を行う。具体的には、中間支援主体が活動団体に対して行う、「月1回以上の、対面やオンラインによる打合せ、電話やメールといった、様々な形態での中間支援」に向けて、中間支援主体が検討する、活動団体の取組をより加速させるための見立てと打ち手に対して助言を行う（月1回以上、オンライン等で実施）。助言に当たっては、地域循環共生圏づくりの考え方に基づく中間支援機能（「チェンジ・エージェント機能」など）について、中間支援主体が実践を通じて理解・習得できるよう努め実施すること。

また、四半期に1度程度、地方事務局による中間支援主体に対する支援内容や、支援する中での課題・成功要因等を、報告様式（以下「フォローシート」という。）に記入し、全国事務局へ報告すること。

特に年度当初においては、地方事務局と参加団体の関係性構築及び年度計画のすり合わせを目的とした打合せを行い、年度の活動及び支援計画について対話を通して確認し、必要に応じ計画の見直しを支援する。打合せには中間支援主体の参加は必須とし、打合せや修正対応の内容についてフォローシートに反映させること。併せて、中間支援主体を効果的に支援するために、必要に応じて活動団体に対してヒアリング等を行うこと。

また、必要に応じて、中間支援主体が活動団体に対して行う支援の場への同席や、活動団体が開催するステークホルダーミーティング（参加団体の公募要領上、年1回以上の開催が必須となっている会合。石垣市において2回、うるま市において1回を想定）への参加など、中間支援主体のみでなく、活動団体も含めて、地方事務局として支援することも可能とする。

（3）中間共有会の開催

参加団体同士のネットワーク構築や学び合いに加え、全国事務局及び有識者（（6）に記載の有識者を指す。以下（3）において同じ。）等の関係者が参加団体の活動状況を把握するために、参加団体を対象とした中間共有会を開催する（1回、3時間程度、令和8年9月～11月頃、対面（那覇市内）及びオンラインによるハイブリッド開催）。

開催に当たって、日程調整、会場（30名程度収容可能な広さを有する場所）や会議運営に必要な備品（マイク、プロジェクター、スクリーン等）の確保、開催概要等の会議運営関連資料の作成、活動団体からの発表資料の作成支援、当日の運営、議事録の作成、旅費及び謝金の支払い（有識者は原則参加するものとする。旅費は「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国

家公務員等の旅費支給規程」(以下「旅費法等」という。)に準じて支給し、謝金は1名1日当たり14,200円を支給するものとする(有識者がこれらの受給を辞退した場合を除く。)。オンライン参加の有識者に対しては旅費の支給を要しない。GEOCで設置する有識者会議の委員に対してはGEOCより旅費及び謝金の支払い等を実施する。)、その他中間共有会の運営に必要な業務を実施する。

発表様式については令和8年度にGEOCが作成する雛形を参考にすること。

なお、中間共有会の開催日時、内容等について、環境省担当官を通じ環境省地域政策課担当官と事前に調整する。

(4) GEOCが主催する会議等への参加

地方事務局内で連携し、GEOCが主催する下記の会議等へ出席すること。

- ・参加団体を対象としたキックオフミーティング
1回、1日程度、オンライン開催を想定、令和8年5月～6月頃開催を予定
- ・参加団体による成果共有会
1回、2日程度、都内での対面開催を想定、令和9年2月頃を予定
- ・共生圏づくり支援体制構築事業の成果とりまとめに向けた会議(作業部会)
対面2回程度、1回当たり3時間程度、都内を想定。また、GEOCによる成果物取りまとめに対して協力すること。
- ・共生圏づくり支援体制構築事業の効果的な執行に向けた検討会議(事業検討会議)
2回程度、1回当たり3時間程度、オンライン開催を想定
- ・地域循環共生圏の創造に向けた有識者会議
2回程度、1回当たり2時間程度、対面及びオンラインによるハイブリッド開催を想定

その他、キックオフミーティング及び成果共有会に向けては参加団体の資料作成等を支援し、当日の意見交換を補佐する。

(5) 地域循環共生圏づくりの担い手や中間支援の担い手に関する調査

地域循環共生圏をさらに拡大していくためには、地方EPO等と、地域において中間支援機能を有する主体が連携した推進体制の構築が必要である。そのため、既に地域づくりを行う実績と基盤を持つ組織・団体等の状況把握と、環境省地域政策課が実施する令和9年度「共生圏づくり支援体制構築事業」の公募への応募団体の掘り起こしを目的として調査を行う。地域循環共生圏づくりの中間支援者として地方EPO等のパートナーとなり得る団体を発掘する趣旨を踏まえ、中間支援の実績や地理的なバランスを考慮し、これまで地方EPO等と関わりが無かった団体も含めて机上調査で把握し、うち3件程度ヒアリング(謝金は1時間当たり7,100円を支給するものとする。90分想定。オンラインでの実施を想定)を行うこと。

加えて、環境省地域政策課が地域循環共生圏創造事業の一環で実施する、地域循環共生圏づくりの事例調査に当たり、令和元年度～5年度に実施した「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築事業」の活動団体及び令和6年度から実施している「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」の参加団体に関する情報収集に協力すること。

(6) 専門委員による審査会の開催

次年度の参加団体の採択審査を行うため、沖縄奄美自然環境事務所長及び有識者2名程度で構成される専門委員による審査会を開催する（1回、2時間程度、令和9年3月頃、対面（那覇市内）及びオンラインによるハイブリッド開催）。沖縄奄美ブロックにおいて採択が可能な参加団体数は、環境省より提示する。

開催に当たって、有識者の選定及び委嘱手続き（任期は令和9年3月26日までとし、前年度からの再任を妨げない。沖縄県内所在の有識者1名及びGEOCが設置する有識者会議の委員1名（都内所在）を想定）、日程調整、資料の作成・印刷（A4白黒、50ページ程度×10部程度）、会場（10名程度収容可能な広さを有する場所）や会議運営に必要な備品（マイク、プロジェクター、スクリーン等）の確保、当日の運営、議事録の作成、旅費及び謝金の支払い（旅費は旅費法等に準じて支給し、謝金は有識者1名当たり14,200円を支給するものとする（有識者がこれらの受給を辞退した場合を除く。）。オンライン参加の有識者に対しては旅費の支給を要しない。）、その他審査会の運営に必要な業務を実施する。なお、特に新規採択審査においては、応募団体へのヒアリングや、応募団体によるプレゼンテーション等、応募団体が口頭で申請内容に関する説明を行う機会を設けること（電話やオンラインでの実施を可能とする。）。

(7) 地域のハブとなるような団体の発掘及び情報収集等

沖縄奄美ブロックにおいて今後も地域循環共生圏の活動を根付かせるためには、地域のハブとなり、既存の参加団体を含むローカルSDGs事業の取組に対する相談・支援を継続的に担うことのできる団体等が必要である。については、以下の2点について実施する。

- ① 沖縄奄美ブロックの地域循環共生圏づくりにおいて地域のハブとなりローカルSDGs事業創出に対する相談・支援を担うことのできる団体を発掘（机上調査）する。又は、そのような機能を有するプラットフォームを構築する等、代替となる取組について検討する。
- ② ①について、先行的な取組を行っている、沖縄奄美ブロック以外の地域の情報収集をしつつ、内容のブラッシュアップを行う。特に、継続させるための仕組みについて重点的に検討を行う。

4. 業務履行期限

令和9年3月26日（金）

5. 成果物

紙媒体：報告書 3部（A4カラー、50ページ程度、簡易製本可能）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 3枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：環境省沖縄奄美自然環境事務所地域脱炭素創生室

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、

あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

(4) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて

電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあつても、押印ではなく本人サインによること。）

（参考）

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」（内閣府・法務省・経済産業省作成）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html

(5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和7年度沖縄奄美ブロックにおける地域循環共生圏づくり支援体制構築事業推進業務」及び「令和7年度沖縄奄美ブロックにおける地域循環共生圏づくり支援体制構築事業推進業務（後期）」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和7年度沖縄奄美ブロックにおける地域循環共生圏づくり支援体制構築事業推進業務」及び「令和7年度沖縄奄美ブロックにおける地域循環共生圏づくり支援体制構築事業推進業務（後期）」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省沖縄奄美自然環境事務所地域脱炭素創生室

大原（TEL:098-836-6400）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。